

女性差別撤廃条約に基づく第9回日本政府報告書審査に対する
日本弁護士連合会の報告書

～会期前作業部会によって作成される事前質問リストに盛り込まれ
るべき事項とその背景事情について～

2020年（令和2年）1月23日

日本弁護士連合会

はじめに

日本弁護士連合会は、国連経済社会理事会との協議資格を有する非政府組織として、国連女性差別撤廃委員会に対し、2015年3月に「女性差別撤廃条約に基づく第7回及び第8回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会の報告書～会期前作業部会によって作成される質問表に盛り込まれるべき事項とその背景事情について～」及び2015年12月に「第7回及び第8回締約国報告に対する女性差別撤廃委員会からの課題リストに対するアップデート報告」を提出した。

2016年3月7日付け第7回及び第8回報告に対する総括所見では、様々な項目につき勧告がなされたが、残念ながらその多くはいまだ履行されていない。

本報告書は、第9回日本政府報告書審査に向けて、2020年3月2日～6日に予定されている国連女性差別撤廃委員会の作業部会において検討される日本政府に対する事前質問リスト (List of Issues Prior to Reporting) に関し、当該事前質問リストに盛り込むべき事項について、当連合会として意見を述べるものである。

目次

1	国内人権機関	2 頁
2	選択議定書の批准	2 頁
3	災害リスク削減と管理	3 頁
4	政治的・公的活動における差別の撤廃 (7 条)	4 頁
5	教育の分野における差別の撤廃 (10 条)	5 頁
6	雇用の分野における差別の撤廃 (11 条)	5 頁
7	保健の分野における差別の撤廃 (12 条)	7 頁
8	婚姻及び家族関係に係る差別の撤廃 (16 条)	9 頁

1 国内人権機関（第7回及び第8回報告に対する総括所見（以下「前回総括所見」という。）パラグラフ14, 15）

質問表に盛り込まれるべき質問事項

締約国は、前回総括所見で勧告されたパリ原則に適合した国内人権機関の早期設置につき、明確な時間的枠組みをもった取組の計画及び現況を明らかにされたい。

【背景事情】

国連女性差別撤廃委員会（以下「委員会」という。）は女性の人権確保のためにパリ原則に適合した国内人権機関を設置するよう、2003年¹、2009年²及び前回2016年の総括所見³においても勧告してきた。同様の勧告は他の人権条約機関からもなされている。

しかし、2012年に法務省が「人権委員会設置法案」を作成し、国会に上程したが解散により廃案になって以降、勧告に従った国内人権機関の設置に向けた政府の動きは見られない。

現在の社会問題となっている女性の差別などの諸問題の解決を大きく前進させるために国内人権機関の設置を実現することが求められる。

2 選択議定書の批准（前回総括所見パラグラフ8, 9, 50）

質問表に盛り込まれるべき質問事項

締約国は、前回審査後、前回総括所見で勧告された女性差別撤廃条約に付帯した選択議定書の批准をする計画としてどのような検討をしたのか、明らかにされたい。

【背景事情】

日本は個人通報制度を定める条約に付帯する選択議定書を批准していない。委員会の総括所見では、これまで毎回選択議定書の批准をするよう勧告がなされており、他の人権条約機関ばかりか国連人権理事会による定期的普遍的審査においても、同様の勧告がなされている。

個人通報制度が導入されていないため、日本の裁判所はその判断が条約機関から批判されることがなく、人権条約違反を主張しても、判決ではほとんど直接適用されず、国内法の解釈の基準としても採用されない事態が生じている。個人通報制度が導入されれば、日本の管轄下にある者が日本の裁判所への提訴等国内法的手続きを取っても救済されない場合、侵害された権利が女性差別撤廃条約上の権利であると

主張し、委員会に権利救済を求めて個人通報をすることができる。女性差別問題等の解決を大きく前進させるために、個人通報制度の導入、すなわち選択議定書の批准を実現することが求められる。

3 災害リスク削減と管理（前回総括所見パラグラフ44，45）

質問表に盛り込まれるべき質問事項

- 1 男女共同参画基本計画の指導的地位に女性が占める割合について
 - (1) 第3次計画では2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%とする目標を明記していたところ、第4次計画ではその目標を「少なくとも30%程度になるようにする」とトーンダウンしたのは何故か。
 - (2) 2021年から始まる第5次男女共同参画基本計画について、指導的地位に女性が占める割合についてどのような目標を掲げる予定であるか、またそのためにどのような措置を予定しているのか。
 - (3) 令和元年版男女共同参画白書には、防災・復興における男女共同参画に関するデータとして、同白書1の第4章第2節防災における男女共同参画欄の中央防災会議における女性委員の参画状況については、記載がない。何故国の防災会議の議員・委員、同会議の専門委員に占める女性の割合を同白書に記載しないのか。
- 2 防災、復興における男女共同参画について
 - (1) 中央防災会議の議員・委員及び同会議専門委員の女性が占める割合¹について、東日本大震災後から現在までの推移を明らかにされたい。
 - (2) 地方公共団体の防災会議の委員に占める女性の割合について、第4次基本計画の成果目標である2020年までに30%を実現するために実施している方策及び今後女性比率の増加を加速する方策を明らかにされたい。

【背景事情】

第4次男女共同参画基本計画は基本的な方針として、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合の目標を、少なくとも30%程度になるようにしている⁴。なお、同方針において、東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入を進めるとともに、防災・復興における女性の参画とリーダーシップの重要性について、国内外に発信することを強調している⁵。東日本大震災・原発事故からの復旧・復興も、いまだ十分ではない。災害救援、復興・復旧、防災のいずれの段階においても政策の担い手として女性がその能

力を発揮することが求められている。また、地域・コミュニティを主体として災害に強い地域社会の復興のためには、災害予防、被災者支援、復旧、復興と言う災害対策の全プロセスにおいて男女共同参画の視点が反映されることが必要不可欠である。そのためにはまず復興庁、同庁内復興推進委員会、現地対策本部、中央防災会議、都道府県防災会議及び市町村防災会議の各委員の原則として半数(やむを得ない理由により実現が困難である場合は最低30%)は女性とすべきである。

4 政治的・公的活動における差別の撤廃（7条）（前回総括所見パラグラフ18, 19, 30, 31）

質問表に盛り込まれるべき質問事項

「政治の分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行後の選挙結果を踏まえ、社会のあらゆる分野において2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%程度とするという目標を実現するため、クオータ制を含む暫定的特別措置の採用など、政治的・公的活動への女性の参画を更に増加させるために行った取組につき、情報を提供されたい。

【背景事情】

第4次男女共同参画基本計画では「指導的地位に女性が占める割合を30%程度とする」として、衆議院議員及び参議院議員の候補者に占める女性の割合を2020年までに30%とする目標を掲げている。2018年5月23日に施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めている。

しかし、同法施行後2019年7月21日に行われた第25回参議院議員通常選挙では、与党である自由民主党、公明党などは女性立候補者の目標比率を特に設定せず⁶、女性候補者の割合が50%を上回ったのは日本共産党のみだった⁷。

衆議院の女性議員比率は10.1%⁸、参議院の女性議員比率は22.9%⁹であることからすると¹⁰、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%程度とすることは困難な状況にある。

なお、2019年4月には統一地方選挙も行われ、41道府県議選で、女性当選

者は過去最多の237人に上り、総定数(2277人)に占める割合も過去最高の10.4%となったが、30%には届いていない。

5 教育の分野における差別の撤廃(10条)(前回総括パラグラフ32, 33)

質問表に盛り込まれるべき質問事項

委員会が前回総括所見を公表してから回答時点までについて、政府が行った以下の点について、明らかにされたい。

- 1 科学、技術、工学、数学などの伝統的に男性が優位の専攻分野の女性進学率の増加のために執られた政策。
- 2 大学入試において、条約10条(b)に関し、男女平等教育を享受するために執られたあらゆる措置(調査、方針、指導を含む)。
- 3 学校及び社会教育において、固定的性別役割分担意識を解消するために執られた具体的な対応策。

【背景事情】

前回総括所見32項(a)において、従来からもつぱら男性に占められている分野に大学や大学院の就学者数に大きなジェンダーギャップがあることに懸念が表明された。

現実にも、2018年、複数の大学の医学部入試において、女性受験者に対して一律に不正な得点操作がなされ、合格者数の調整が行われたことが明らかとなった。このような入学試験における性別を理由とする一律の不利益取扱いは、法の下での平等を定める憲法14条1項、性別によって教育上差別されないとする学校教育法4条1項、及び女性差別撤廃条約10条の趣旨に反する不合理な差別である。

こうした背景には妊娠、出産、育児を機に職場から離れる女性が少なくないという労働環境の現状がある。質問事項1に掲げる課題を達成するために、男女を問わずワークライフバランスを保ちながら、就業継続ができる環境整備が必要である。

6 雇用の分野における差別の撤廃(11条)(前回総括所見パラグラフ34, 35)

質問表に盛り込まれるべき質問事項

次の事項について、追加的に講じることを想定している措置を示されたい。

- (a) 雇用における男女平等を推進するための包括的政策の策定、(b) 労働市場

におけるマイノリティの女性の参画推進，(c) 水平的・垂直的職務分離の撤廃，
(d) 女性の雇用において有期，パートタイム，非正規の雇用が支配的であることへの対処，(e) 妊娠や出産を理由にした女性の違法解雇の撤廃，(f) 仕事と家庭の両立ができないことを理由とした，女性への退職強要がなされないように確保する措置，(g) 家庭における男女間の平等な責任分担の推進，(h) 同一価値労働に対する同一賃金の確保（同原則を実現するための法規定の制定を含む），
(i) 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの禁止を明示し，制裁する法の制定，(j) 女性による無償労働の貨幣評価額の調査，(k) 年金給付における男女間の格差の削減，(l) 育児の質の確保

【背景事情】

職場における男女平等や性差別の禁止・解消，母性保護を目的として，労働基準法4条，男女雇用機会均等法，女性活躍推進法など多くの労働法規が定められている。働き方改革関連法により「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が改正され「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」となり，パートタイム労働者のみならず，有期雇用労働者も同一の法律により均衡処遇・均等待遇の保護を受けることができるようになった。

しかし男女の賃金格差，M字カーブ，女性労働者の非正規労働はこうした法律にもかかわらず，国際的にも低いレベルで推移している。

また，男女雇用機会均等法は，職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する唯一の法律であるが，事業主にセクシュアル・ハラスメントの防止や事後対応について措置義務を課する行政法規であり，セクシュアル・ハラスメントを直接禁止するものではない。また制裁措置についても，セクシュアル・ハラスメントが発生したことや措置義務違反に対する直接的な制裁もない¹¹。二次被害の恐れや立証責任の負担，裁判所や行政機関による認定金額の低さ等から法的救済手続の利用をためらったり，法的権利行使への意欲を阻害する要因が存在していることは否定できない。

職場における差別を解消するためには，法律の整備のみならず，法律によって保障された権利を行使し，法律によって課された義務の履行を確保するための法の実効性確保の措置が不可欠である。具体的には，労働組合や行政機関の提訴権限や集団的訴訟制度の導入などが検討されるべきである。特に外国籍の女性労働者については女性でありかつ外国人であるという複合的差別を受けやすく，日本語能力が不十分である場合は，違法な労働搾取やセクシュアル・ハラスメントの対象となりやすい。したがって，少なくとも，労働紛争解決のために民事裁判や行政機関などを

利用している期間については、就労可能な在留資格を付与したり、在留期間を延長するなどの具体的措置を検討すべきである。

7 保健の分野における差別の撤廃(12条)(前回総括所見パラグラフ24, 25, 36, 37, 38, 39, 40)

質問表に盛り込まれるべき質問事項

- 1 人工妊娠中絶を受けた女性とその施術者を処罰する刑法堕胎罪の規定を削除するための具体的な工程を示されたい。
- 2 人工妊娠中絶の際に、配偶者の同意を要件とする母体保護法の規定を削除又は見直す予定はあるのか明らかにされたい。
- 3 安全な人工妊娠中絶へのアクセスを高めるための施策、特に妊娠中絶に必要な費用の負担を軽減することや、WHOのガイダンス文書等の国際的な水準に合わせた人工妊娠中絶方法について、どのような対策を採る予定があるのか明らかにされたい。
- 4 優生保護法に基づく強制的な優生手術について、被害者の更なる法的救済は検討されているか。
- 5 原発事故による健康被害に関連して、以下回答されたい。
 - (1) 委員会が放射能汚染による女性の健康に関して前回総括所見37項において勧告した後から回答までの間になした勧告内容に沿う施策。
 - ①避難解除の基準を年間積算線量20ミリシーベルト以下に低減するために執った施策。
 - ②原発被災地の復興・創生の施策として避難区域解除地域における学校、医療、介護、福祉等のインフラ整備はどこまで進んでいるか、具体的に明らかにされたい。
 - ③福島県及び隣接県内の放射能汚染について、陸上、海洋の計測的モニタリングはどのように実施され、どのように公表しているのか、又廃炉が完了するまでのモニタリングに要する予算措置、及び実施主体。
 - ④原発事故に起因する健康被害、その他の健康に対する影響が認められる場合には、自己負担なく医療を受けられる制度を設けることはできないのか。
 - (2) 被災者生活再建支援法の支援が世帯単位を対象としているところ、個人単位に改めないのは如何なる理由からか。

【背景事情】

- 1 日本政府は、墮胎罪の規定を廃止しない意思を表示している。
- 2 母体保護法14条は刑法の墮胎罪の違法性阻却事由と位置付けられており、墮胎罪として処罰されない場合を定めているが、中絶の要件として人工妊娠中絶において、夫の同意を要件としている。夫が中絶への同意を拒否した場合には、女性が望まない妊娠の継続・出産を意に反して強いられ、特に、DVが起きている場合には女性の生命・身体を危険に陥れる可能性がある。
- 3 初期中絶の費用が10万円程度と高額であり、中絶方法についても搔把法が中心であり、世界保健機関（WHO）等で推奨されている吸引法は普及せず、政府は薬剤による中絶を認めていない。
- 4 2019年に旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対して320万円の一時金を支給する法律が成立したが、旧優生保護法の違憲性が明記されなかったこと、補償の対象に人工妊娠中絶が含まれていないこと、及び行政が把握している被害者への個別の通知が明記されていない点などは、十分な内容とはいえない¹²。
- 5 (1) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から8年を経過した現在、原発事故からの復旧・復興も未だ十分でない。避難指示が解除された自治体への帰還率も高いとはいえず、帰還した被害者もインフラが十分に整わない環境での生活を強いられ、避難を続けざるを得ない被害者も多数存在する。

委員会は前回総括所見において、避難指示区域の指定解除が、女性は男性よりも放射能に対する影響が大きいことを考慮して、女性と少女に対する危険要因に関し国際的に受け入れられている知見と一致したものとなるよう勧告し、また被曝した女性や少女、特に福島県内の妊婦に対する医療その他のサービスの提供を強化することを求めた¹³。

当連合会は脱原発を目指すとともに、原発被害の完全救済、及び被曝による将来にわたる健康被害に対する対策及び放射能汚染から健康を守るための法整備が急務であるとして、事故の被害救済、再発防止の双方から損害賠償・健康管理・エネルギー政策等に関する諸法則をより実効性のあるものとするよう、その改善に向けて努力することを「人権のための行動宣言」に掲げている。
- (2) 日本では、一般的に世帯主が夫であることが多く、その場合、世帯員全体への支援が夫に対してなされることになる。その結果、妻である女性が支援を受けにくくなっている実情にある。

8 婚姻及び家族関係に係る差別の撤廃（16条）（前回総括所見パラグラフ12, 13）

質問表に盛り込まれるべき質問事項

- 1 選択的夫婦別氏制度の導入に関して、賛成が過半数の世論を踏まえた検討を行っているか。
- 2 100日の再婚禁止期間の撤廃の導入が困難である理由について回答されたい。2016年6月民法改正後の見直し状況について回答されたい。
- 3 婚外子に対する、法律上「非嫡出子」との呼称を廃止し、婚外子に対するあらゆる社会的差別をなくすためにとられた具体的施策について明らかにされたい。

【背景事情】

1 選択的夫婦別氏制度の導入

政府はこれまで導入については、国民の理解を得て行う必要があると述べていたが、政府が行った平成29年度「家族の法制に関する世論調査」において、選択的夫婦別氏制度を導入してもよいとの回答が、する必要がないとの回答を上回ったこと、また18歳～49歳の女性においては導入してもよいとの回答が過半数であることを踏まえた改正の検討が必要である。

2 再婚禁止期間の撤廃

女性のみならず再婚禁止期間を設けることが必要最小限にしてやむを得ない制約とはいえ、再婚禁止期間自体を撤廃すべきである。

3 婚外子

婚外子は「正統でない」とされる社会的差別などがあり、これらの差別解消が必要である。

¹ 女性差別撤廃委員会第29会期報告書（A/58/38）374項

² 女性差別撤廃委員会総括所見（CEDAW/c/jpn/co/6）（2009年8月7日）

³ 第7回及び第8回報告に関する総括所見（CEDAW/c/jpn/co/7-8）（2016年3月7日）

⁴ 第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日）第1部参照

⁵ 第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日）第1部2 4次計画において改めて強調している視点＜男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備＞（5）参照

⁶ 立憲民主党（比例代表40%）、国民民主党（30%）、日本共産党（50%）

⁷ 自由民主党14.6%、立憲民主党45.2%、国民民主党35.7%、公明党8.

-
- 3%, 日本維新の会 31.8%, 日本共産党 5.5%
- ⁸ 衆議院 2019年12月25日現在
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/kaiha_m.htm
- ⁹ 参議院議員 2019年12月27日現在
<https://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/giin/200/giinsu.htm>
- ¹⁰ 日本の衆議院の女性議員比率は2019年12月1日時点で193か国中163位
<https://data.ipu.org/women-ranking?month=12&year=2019>
- ¹¹ 厚生労働省・男女雇用機会均等法のあらまし
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087600.html>
- ¹² 国連障害者の権利委員会の初回の日本政府報告に対する質問事項 (CRPD/C/JPN/Q/1)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html
- ¹³ 2016年委員会総括所見 36, 37 参照